

子保発 0907 第 1 号
平成 29 年 9 月 7 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

保育士の労働環境確保に係る取扱いについて

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「子育て安心プラン」について」（平成 29 年 6 月 2 日付け事務連絡）においてお示しした「6つの支援パッケージ」については、各都道府県又は各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行っている保育関連業務に係る内容が盛り込まれています。今般、本内容の一部に係る具体的な留意事項等を下記のとおりお示ししますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

保育園等に対する指導監査については、法令上年 1 回の実施が義務づけられているところであり、従来、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成 12 年 4 月 25 日付け児発第 471 号厚生省児童家庭局長通知。以下「指導監査通知」という。）に基づき実施されているところであるが、待機児童解消に向けて保育の受け皿拡大を大幅に進めており、全国的に有効求人倍率が高まる中、保育の担い手の確保及びその処遇の充実が喫緊の課題となってきたことも踏まえ、以下の点に留意の上、引き続き適切な指導監査の実施に努めること。

- （1）指導監査通知に掲げられた着眼点のうち、必要な職員の確保と職員処遇の充実の観点から「労働基準法等関係法規は、遵守されているか」の確認を求めるもの（指導監査通

知別紙1の2の(1)の第2の(1)のア)については、保育士等の職員に対してその労働契約や労働時間に応じ適切な賃金が支払われているか等について、賃金台帳や雇用契約書等の労務関係書類も含め適切に確認することを意図するものであること。また、確認の結果、労働基準法等関係法規に違反する疑いが認められた場合には、必要に応じ、都道府県労働局または労働基準監督署との間で適切に情報提供等の連携を行うこと。

(2) 厚生労働省では、平成29年度予算において、睡眠中、食事中、水遊び中などの重大事故が発生しやすい場面での指導を行う巡回支援指導員の配置に係る事業を計上しており、保育園等における保育の質の確保及び保育事故の防止のため、この巡回支援指導員と指導監督部門との十分な連携を図ること等により、適切な指導監査の実施につなげること。